

# ガスの契約トラブルに 気をつけましょう！

冬場のガス使用量の増加時期は注意



「今より安くなるので契約変更しませんか？」  
というガスの勧誘に注意！

## ケース1

突然、事業者がやってきて「現在のガス契約より安くなるので、検針票を見せてください」と言われ、検針票を見せてしまったところ、ガスの契約先の変更を勧められ、契約することにしたが、後から契約書の控え等を受け取っていないことを不審に思った。

## ケース2

一人暮らしの母の家に、「ガス会社を切り替えませんか」と事業者の来訪があった。母は一度断ったものの、長時間にわたり契約を迫られたため、申込書に記名押印してしまった。



- ☑ 料金プラン、料金設定、契約内容を要確認！
- ☑ 勧誘時に、契約の意思がない場合は検針票を見せない！
- ☑ 強引に契約を勧められても、必要が無ければきっぱりと断る！
- ☑ クーリング・オフや契約の取消しができる場合も！

困ったときは迷わず相談！

☎ 消費者ホットライン 188

局番なし  
お近くの消費生活相談  
窓口へおつなぎします。

イラストは「消費者庁イラスト集」  
([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/public\\_awareness/teaching\\_material/illustration/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/illustration/)) より転載しています。

静岡県東部県民生活センター ☎ 055-952-2299

静岡県中部県民生活センター ☎ 054-202-6006

静岡県西部県民生活センター ☎ 053-452-2299

平日9:00～16:00